

第2章 手続き

2-1 給水装置工事の順序

一連の流れは、以下のとおりとする。

- (1) 工事受注
 - ① 申込者から依頼を受け、工事見積、契約を行う。
- (2) 基本調査
 - ① 管理者及び官公署での打合せ
 - ② 給水装置工事台帳での調査
- (3) 計画、設計
 - ① 計画
 - ② 設計図の作成
 - ③ 使用材料の選定と構造及び材質基準に適合しているかの確認。
 - ④ 工法の決定及び機械器具の確認。
- (4) 工事申込
 - ① 管理者の設計審査。
- (5) 手数料の納入
 - ① 加入金、設計審査手数料、竣工検査手数料の納入
- (6) 工事承認
- (7) 工事の施工
- (8) 工事の完了
- (9) 竣工届
 - ① 管理者に給水装置工事完成図の提出をもって竣工届とする。
- (10) 竣工検査
 - ① 管理者が行う検査。
- (11) 引渡し
 - ① 使用者に対し、給水装置の構造、使用方法、凍結防止等について説明する。
 - ② 給水装置工事申込書、給水装置工事完成図等関係書類の写しを使用者に渡す。

2-2 給水装置工事申込





- (1) 給水装置工事をする場合は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けること。
- (2) 軽微な変更はこの限りでない。

「軽微な変更」とは、施工規則第 13 条に規定する単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る。）とする。
- (3) 管理者は、工事施工に関する利害関係人から同意書等の提出を求めることができる。
- (4) 設計及び施工は、管理者が承認した指定工事業者が行うこと。
- (5) 指定工事業者は、設計について管理者の審査を受けること。
- (6) 次の給水装置工事を行う場合は、管理者の事前協議を行うこと。
 - ① 3 階建て建物直結式給水。
 - ② 受水槽式給水。

- ③ 受水槽式給水の共同住宅で、各戸検針及び料金収入の取り扱いを受ける場合。
- ④ その他、管理者が必要と認められる場合。
- ⑤ 管理者が水理計算を必要と判断するもの。

(7) 給水装置工事申込に必要な書類を以下に示す。

- ① 給水装置工事申込書兼完了届
 - a 必要事項に記入すること。
 - b 1 給水装置に1件とする。
- ② 位置図
 - a 申し込みを行う敷地が明示されていること。
 - b 縮尺は、適宜とする。
- ③ 平面図
 - a 縮尺は、1/100 とするが、やむを得ないときは 1/50~1/200 以内とする。
 - b 方位は、北を上方とする。
 - c 給水装置の表示は、本基準書に記載された表示記号を使用すること。
 - d 給水装置工事を行う建物等で、これに対する全方位の敷地境界線を明示すること。
これによりがたい場合は、敷地図を別図とする。
 - e 家屋を記入する。
 - f 分岐する給水管は、新設、既設を問わず铸铁管の場合は管割図を作成すること。
 - g 線の表示は、以下のとおりとする。

区 分	線 種	内 容
実 線		新たに布設する管路（赤）、既設管（黒）、寸法、引出、輪郭の各線に用いる。
破 線		見えない部分を示す線に用いる。
斜 線		管路の撤去に用いる。なお、埋め殺しは、赤斜線により黒実線を消す。
一点鎖線		中心線、境界線等に用いる。

h 止水栓以降の表示は、以下のとおりとする。

種 別	記 号	摘 要
丙止水栓		
量水器（丙止水栓付）		
遠隔メーター（丙止水栓付）		
水抜栓		
遠隔型水抜栓		
電動水抜栓		

i 給水栓の表示は、以下のとおりとする。

区 分	平 面 図		立 面 図					
	一般器具	特殊器具	一 般 器 具				特殊器具	
種 別			給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ	湯水皇后水栓類	
記号								

j その他

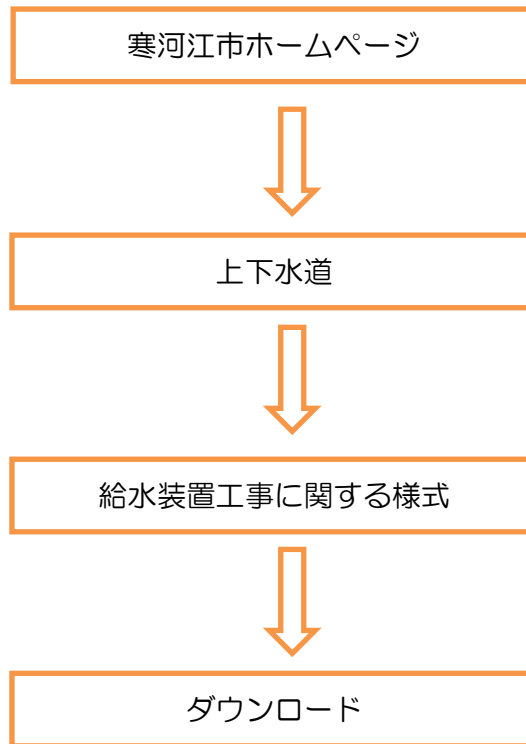
区 分	低置タンク	高置タンク	ポンプ	バルブ類
記号				

k 番号による表示方法

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
1	自在水栓	2	横型自在水栓	3	湯水混合栓（上より）
4	湯水混合栓（下より）	5	万能ホーム水栓	6	立水栓
7	アングル型水栓	8	ストレート型水栓	9	ジスクバルブ
10	チャッキバルブ	11	ボールタップ	12	小便水栓
13	小便フラッシュバルブ	14	不凍水栓	15	水抜栓
16	シャワー（付温水混合水栓）	17	カップリング付散水栓	18	自動継手付散水栓
19	手洗衛生水栓	20	胴長横水栓	21	自動接手付横水栓
22	水抜水栓（BS型）	23	泡沫自在栓	24	横型泡沫自在栓

25	横水栓	26	泡沫横水栓	27	キー式横水栓
28	カップリング付横水栓	29	キー式カップリング付散水栓	30	キー式カップリング付散水栓
31	遠隔開閉器	32	ロータンク用止水栓	33	丙止水栓
34	その他				

(8) 給水装置工事申込様式



Ø 管の表示方法

凡 例		
	記 号	名 称
管 口 径		導 送 水 管
		φ 250mm 以上 配 水 管
		φ 50mm以上200mm以下配水管
		φ 50mm 未 満 配 水 管
		給 水 管
		不 明 管
設 備		仕 切 弁
		ソ フ ト シ ー ル 弁
		ソ フ ト シ ー ル 弁 (弁 籠 な し)
		バ タ フ ラ イ 弁
		ジ ス ク バ ル ブ
		止 水 栓
		逆 止 弁
		現 地 不 明 弁
		仕 切 弁 (縁 切 弁)
		ソ フ ト シ ー ル 弁 (縁 切 弁)
		消 火 栓 単 口
		消 火 栓 双 口
		空 気 弁
		排 水 口
記 号		減 圧 弁
		ポ ン プ 室
		配 水 管 メ ー タ
		受 水 槽
		片 落 ち 管
		ざ や 管
		管 の 交 差
		工 事 境 界
		管 種 変 更 点
		栓 止 め
管 種 記 号		上段 寄り幅 下段 管先までの深さ ()は探知数値
		φ 13mm メ ー タ
		φ 20mm メ ー タ
		φ 25mm 以上メータ
	DIP	ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管
	ADIP	ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管 A 型
	KDIP	ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管 K 型
	SII DIP	ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管 S II 型
	NSDIP	ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管 NS 型
	GXDIP	ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管 GX 型
	CIP	鑄 鉄 管
	LCIP	鑄 鉄 管 ラ イ ニ ン グ
	ACP	石 綿 セ メ ン ト 管
	TSVP	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管
	RRVP	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管 (ラ バ ー リ ン グ)
	HIVP	耐 衝 撃 性 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管
	SGP-PB	硬 質 塩 化 ポ リ エ テ レ ン 粉 体 ラ イ ニ ン グ 質 管
	SGP-VB	硬 質 塩 化 ビ ニ ル ラ イ ニ ン グ 管
GP	亜 鉛 メ ッ キ 銅 管	
SP	塗 覆 装 鋼 管	
PP	ポ リ エ チ レ ン 管	
CP	銅 管	
LP	鉛 管	
HPPE	高 密 度 ポ リ エ チ レ ン 管	

④ 承諾書等

給水装置工事の内容により、当該工事に関する利害関係人の同意書等は、必要事項を記入し、原本の一通を添付すること。

- a 給水管所有者の分岐承諾書
- b 土地使用承諾書
- c その他、管理者が必要と認められるもの。
- d 様式は、任意とする。

⑤ 給水装置工事完成図

- a 書式にしたがい、必要事項を記入すること。
- b 「使用器具及び材料」は、施行令第5条に定める「給水装置の構造及び材質の基準」に適合するものであること。
- c 「分岐及び止水栓位置オフセット」は、止水栓位置については隣地境界からの測定とする。
- d 平面図
 - ア 家屋内部の水栓を取り付ける部屋名（台所、風呂、洗面所、便所等）及び玄関を記入する。
 - イ 配管経路及び給水栓の位置を記入する。
 - ウ 既設給水装置から分岐する場合は、既設給水管の口径、管種、及び給水装置番号を記入する
 - エ 給水管の口径、延長を記入する。
 - オ 上記以外は、前項 ③ 平面図と同様とする。
- e 立面図
 - ア 平面図上で水平な線は、立面図では水平に、縦の線は右上がり45°の傾斜で、立ち上がり部分は垂直に記入する。

⑥ 添付書類

- a 給水装置所有者・使用者異動届
- b 水道使用休止・廃止届
- c 水道使用（新設・再）開始届
- d 量水器保管証書
- e 水道使用開始届
- f 水理計算書